



人身傷害保障にご加入の皆様へ 無制限保障のご提案



そもそも、人身傷害保障って何？

被共済者が被共済自動車もしくは被共済自動車以外の自動車に搭乗中または歩行中に、自動車事故によって死亡したり負傷したときの損害を保障するものです。治療関係費、休業による損害、精神的損害など実際にかかった損害額を保障します。

1. 相手の方からもらえないご自身の落ち度の割合分の保障

過失割合に関係なく、ご契約金額の範囲内で、共済約款において定めた基準に従い共済金をお支払いします。

2. 単独の事故の場合の保障

運転中に電柱やガードレールに衝突した場合など、どこからも保障されない場合でも保障いたします。



3. ご自身やご家族の歩行中の事故についての保障

ご自身やご家族の方がお車に乗っているときだけではなく、歩行中や自転車に乗っているときの交通事故も保障いたします。



ご加入金額の見直しをご検討ください

道内での事故において、人身傷害保障のご加入金額が不足し、十分な共済金をお支払いできないケースが発生しております。

ご自身・ご家族が万一の事故に遭われた場合に、十分な保障をご提供させていただくためにもご加入共済金額の見直しをご検討ください。

事故・共済金支払事例

<事故状況>

40代男性がトラクター連結作業機内の異物を取ろうとしたときに腕を巻き込まれ大けがを負う。治療の結果、右腕を肘関節以上で切断することとなる。

<自動車共済でのお支払内容>

自動車共済の人身傷害保障 5,000 万円に加入していたため、共済金の支払対象となる。

人身傷害における逸失利益や精神的損害などの認定額の合計は約 9,730 万円となるが、ご契約金額上限の 5,000 万円をお支払いし、差額の 4,730 万円は自己負担となる。

<人身傷害保障認定額>

- 治療費・休業損害：約 700 万円
- 逸失利益：約 8,080 万円
- 精神的損害：約 950 万円
- 認定額合計：約 9,730 万円
- 支払共済金額：5,000 万円
- ▲ 自己負担額：約 4,730 万円

対人・対物賠償保障と同じように ご自身・ご家族の保障も無制限にしませんか？

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

※平成 30 年 4 月現在

<18019990019>

●お問い合わせは



本店 TEL 0125-22-3401 江部乙支店 TEL 0125-75-2221
赤平支店 TEL 0125-32-2007 芦別支店 TEL 0124-23-1111